

# 大英図書館蔵唐代木簡初探

—— スタイン・コレクション未公開資料覚書 ——

藤 田 高 夫

## はじめに

二〇世紀初頭から三〇年代にかけて、イギリスのオーレル・スタインは四度にわたる中央アジア探検<sup>1</sup>を行った。このうち、東洋史研究にとって最も華々しい成果を収めたのは、一九〇六年から〇八年にかけての第二次探検であろう。タクラマカン砂漠南のニヤ遺跡の発見、敦煌文書の発見、敦煌北方の漢代長城遺址近辺からの敦煌漢簡の発見など、今日においてもその価値を失わない大量の資料群が東洋史学界にもたらされた。これらの資料は、一部がインドに送り返された以外はイギリスに送られ、現在大英図書館のオリエンタル・アンド・インディアン・オフィス・コレクションの重要な部分を形成するスタイン・コレクションとして、研究者の便宜に供されている。

第二次探検収集資料の中の中国文献のうち、木簡については、当時の東洋学の泰斗であったフランスのエドワール・シャヴァンヌ教授に釈読がゆだねられた。それらの木簡は、釈文と解説が付され、写真とともに、大著 *Les Documents Chinois découverts par Aurel Stein dans les Sables du Turkestan Oriental*, 1 vol. Oxford, 1913 として上梓された（以下、シヤヴァンヌ本と略称）。ここで紹介された木簡は七〇四点あるが、写真が掲載されたのは五八八点に止まっていた。しかし一九九〇年の大庭脩氏の手による『大英図書館蔵敦煌漢簡』（同朋舎出版）は、未収録漢簡の写真も含むものであり、これによってシヤヴァンヌ教授が釈読したすべての敦煌漢簡の写真が簡便に見られるようになったと考えられた。

しかし、これらの漢簡に付された原簡番号、それはスタインが発掘の時点で付したものであるが、それを見ると、番号が途中でいくつも飛んでいることに気づく。この番号の欠落が問題とならなかったのは、それがすべて木簡以外の出土物に付された番号と考えられたからであろう。筆者も従来この番号の欠落の意味を深く考えたことはなかったのであるが、平成十二年度関西大学在外研究員として大英図書館を訪れ、その収蔵庫を見学する機会を与えてもらった際に、スタイン第二次探検の収集物でありながら、いままで公開されていない木簡の入ったキャビネットを発見した。すべての木簡には発掘時点でスタインの付した原簡番号が書き込まれ、さらにスタイン第二次探検の収集物であることを示す大英図書館の整理番号 OR8211 という親番号と、個々の木簡の子番号が付されている。その中には木簡の削衣（削りくず）も含まれ、数量からいえばこれが一番多い。しかしそれ以外にも完全に近い木簡もかなりの数が保存されており、シャヴァンヌ教授が釈読したものが、第二次探検での収集木簡（漢簡に限らない）の全てではないことが判明した。本稿は、それら未公開木簡のうち、マザール・トクラク (Mazar-Toghraq) 出土の大型木簡を紹介し、若干の考察を試みるものである。

### 一 マザール・トクラク出土木簡

マザール・トクラクは、タクラマカン砂漠南縁のオアシス、ドモコ (Domoko) から南方約三マイルほどの地点にある遺跡である。以下、スタインの報告<sup>2)</sup>にもとづきながら、遺跡について簡単に見ておこう。ここには地名の由来となった寺院が存在しているが、木簡はそこから一五〇ヤードほど西の、陶片の散らばった平地から見つかった。そこは住居遺址に隣接するゴミ捨て場の跡で、そこからはブラフミー文字を記した木牘も見つかっている。漢文を記した木簡は、堆積物の西端から見つかった。木質の風化がかなり進んでいたため、発掘現場から持ち帰る段階で折れてしまったものも多くあるという。スタインは全部で五〇片ほどの木簡を収集したというが、その報告書の収集品リスト<sup>3)</sup>には断片も含めて二九件の木簡が挙げられており、あるいは接合の結果、五〇片が二九件の木簡に還元されたとも考えられる。しか

表1 大英図書館所蔵 Mazar-Toghrak 出土簡  
 (\*は Chavanne 番所収の簡。なお本文中に引用する簡  
 番号は本表の番号)

	大英図書館番号	原簡番号
1	OR8211/975	M.T.70*
2	OR8211/976	M.T.40*
3	OR8211/977	M.T.37*
4	OR8211/978	M.T.26*
5	OR8211/979	M.T.44*
6	OR8211/980	M.T.63*
7	OR8211/1734	M.T.25
8	OR8211/1735	M.T.27
9	OR8211/1736	M.T.36
10	OR8211/1737	M.T.31
11	OR8211/1738	M.T.33
12	OR8211/1739	M.T.34
13	OR8211/1740	M.T.35
14	OR8211/1741	M.T.36
15	OR8211/1742	M.T.39
16	OR8211/1743	M.T.42
17	OR8211/1744	M.T.43
18	OR8211/1745	M.T.43a
19	OR8211/1746	M.T.45
20	OR8211/1747	M.T.46
21	OR8211/1748	M.T.49
22	OR8211/1749	M.T.50
23	OR8211/1750	M.T.51
24	OR8211/1751	M.T.52
25	OR8211/1752	M.T.53
26	OR8211/1753	M.T.55
27	OR8211/1754	M.T.56
28	OR8211/1755	M.T.57
29	OR8211/1756	M.T.59
30	OR8211/1757	M.T.65
31	OR8211/1758	M.T.73
32	OR8211/1759	M.T.77
33	OR8211/1765	M.T.29

し、シャヴァンヌ本ではここから三二件の木簡が発見されたと記し、表1に示すように、大英図書館の所蔵するマザール・トクラク出土簡は三三件あり、この数量の不一致は現在のところ説明できない。

これら三三件の木簡は、形態上特異な特徴を有している。まずそのサイズが非常に大きく、木簡というより小振りの杭といった方がふさわしいほどである。上下完全なものとはほとんどないのだが、大きなものでは長さ四〇センチメートル、幅四センチメートルほどもある。一面だけが平らに削られ、裏側は丸みを帯びているものが多い。中には樹皮がそのまま残っているものがある。しかし、厳密に一定の規格でサイズ・形体がそろえられているわけではなく、個々の木簡によってかなりの違いがあることは、これらの簡の性格を考える際には留意しておかねばならない。

また、全てではないが、簡の下部に直径五ミリメートルほどの穴があいており、ここにひものようなものを通して、何本かの簡を束ねていたことが推測される。漢簡の事例でもひもの穴を通して束ねるための穴は存在するが、その場合、穴

は簡の上部にあけられ、下部に穴をあける例はない。

さらに、最大の特徴として、一簡面の上部に数本の溝が水平に刻まれていることが挙げられる。溝の数は簡によってまちまちであるが、幅三〜五ミリメートルほどの広い溝と、小刀の刃を簡面に当ててさっと引いただけのような細い溝との二種類があることは、一見して判明する。後に触れるように、この溝の存在が、これらの木簡の性格を考察する上で最大のポイントになるであろう。

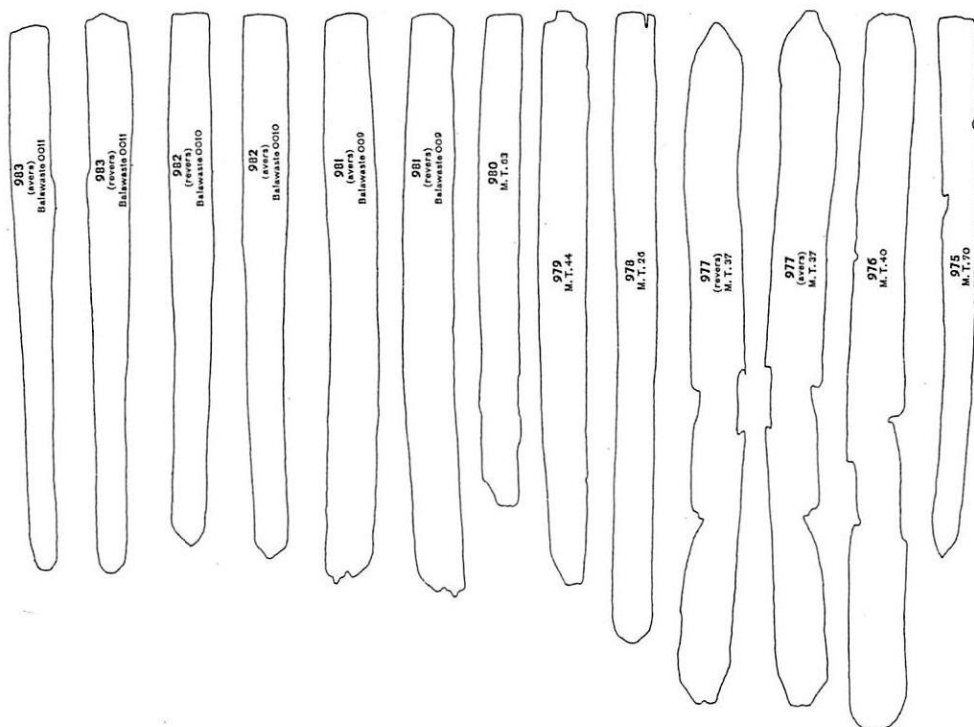
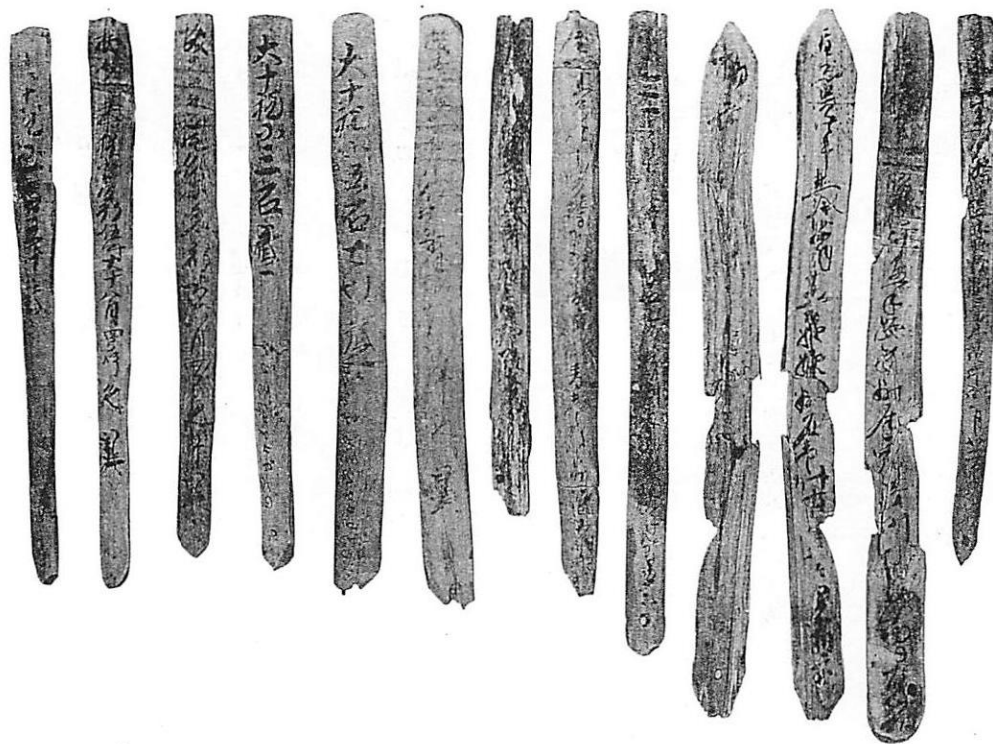
この木簡三三件のうち、シャヴァンヌ本に著録されたものは全部で六件あって、写真も全て掲載されている。<sup>(4)</sup>以下にその釈文を示そう。釈文中、□は釈読不能の一字、∴は字数不明の未釈文字を示す。

- 一 □ 悉貴叱半 □ □ 納十五錢 □ 報數應虧 □ 壹升八月廿日 □ □ □ □  
(シャヴァンヌ編号九七五)
- 二 □ 悉貴 □ □ □ □ 納十五錢 □ 報數應虧陸升 □ □ 廿四日 □ □ □ □  
(シャヴァンヌ編号九七六)
- 三 □ 悉貴叱半 □ □ 娑納十五錢報數應壹升十月 □ □ □ □ □ □  
(シャヴァンヌ編号九七七)
- 四 □ □ 貫叱半 □ □ □ □ 納錢報數應 □ □ 用九月十日 □ □ □ □  
(シャヴァンヌ編号九七八)
- 五 □ 悉貴叱半 □ □ 稽納十五錢 □ □ □ □ 麦 □ □ □ 八月廿一日 □ □ □ □  
(シャヴァンヌ編号九七九)
- 六 ∴ 納十五錢 □ □ □ □ 數 ∴ ∴ ∴  
(シャヴァンヌ編号九八〇)

以上のうちの四件については、『流沙墜簡』屯戍叢殘・雜事類一一四〜一一七に王国維の釈文がある。併せてそれも掲げておく。

- 一一四 屋悉貴 □ □ □ 熱令 □ □ 納十五 □ □ 女 □ □ 石壹斗官 □ □ □ □ □ □ □ □ (簡面)

楊長 (簡背)



一一五 □□□□曜□納十□□□□□□陸斗□□十四日□□  
 一一六 ……五□□□□到…  
 一一七 屋悉貫□□□□稽□□□□□□壹□□□□□□

この四件のうち、一一四はMT三七すなわち簡三（シャヴァンヌ番号九七七）に相当し、一一五はMT四〇すなわち簡二（シャヴァンヌ番号九七六）、一一六はMT二二六すなわち簡四（シャヴァンヌ番号九七八）、一一七はMT四四すなわち簡五（シャヴァンヌ番号九七九）にそれぞれ相当すると思われる。「流沙墜簡」での釈読に当たって王国維は写真のある簡すべてを釈読しているのだが、このマザール・トクラク出土簡については二件が未釈となっているのは、王国維の眼力を以てしても、手の施しようのないものがあつたということであろう。これらの簡の解説中に

右の九簡（バラワステ出土簡も含めての数）はともに于闐に所属するマザール・トクラク、バラワステの二地から出土した。草書の崩れた書体で、写真版は模糊として弁別しがたい。シャヴァンヌ博士は原簡を見ており、そのためにめもつと多くの文字を釈しているが、写真版から判読できるものは、わずかにこれだけであると述べている。

釈読が非常に難しかったのは、原簡に直接当たって釈文を作ったシャヴァンヌ教授にしても同じであつた。これは簡の保存状態が非常に悪かつたことに起因する。そもそもこの簡は、スタインによつて初めて地中から掘り出されたのではなく、彼の発掘の四十年ほど前、現地人が工場の硝石を採集するためにここを掘つた際に一旦発見され、すぐに廃棄されたものであつたらしい。つまり、しばらく外氣と日光にさらされた後に再び流砂に覆われていたものがスタインの手によつて収集されたのであり、簡の表面が非常に荒れており、かつ木色も変色して墨跡を弁別するのがきわめて困難になつている。シャヴァンヌ本に納められた写真は、その中でも字跡の識別が比較的可能なものばかりである。

この限られた条件の下で、シャヴァンヌは最大限の情報をこれらの簡から引き出そうとしてゐる。以下、その指摘を

まとめておこう。

まず冒頭に現れる「叱半」は現地における何らかの肩書きを示すと考えられる。出土地は異なるが、同じくドモコ近辺のマザール・ター (Mazar-Tagh) 出土の紙文書には、「出錢壹阡柒伯參拾文、付市城政壁坊叱半勃囉諾」あるいは「出錢貳伯文、付同坊叱半可你婆」などの例がある。<sup>5)</sup> 「某坊の叱半、某」という書き方からすると、木簡に見られる「叱半□□」の「□□」は人名と考えてよかろう。すると「叱半」の上の「□悉貴」は地名を示しているのではあるまいか。シャヴァンヌは「貴叱半」と読んで、高貴な叱半と解しているが、王国維の釈読を考慮すると、「屋悉貴」で一つの地名なのかもしれない。「叱半」の次にくる部分は、人名だから簡によってさまざまだが、「叱半」の上の部分では「悉」「貴」など数簡に共通する文字があることも、地名とする推定を支持するだろう。

次に、シャヴァンヌ釈では「納十五錢」と読んで、一定額が納入されることを想定している。写真からでは判読できない部分が多いが、今仮にこの釈読のとおりだとすると、どの簡も納入する額は十五錢ということになる。しかし、後に検討するように、これらの簡の上部に刻まれた二種類の溝は、何らかの数値を示すものと考えられ、シャヴァンヌもそのことには初めから気づいていた。その溝の数は簡によって異なっており、一定額の納入と齟齬をきたすことになる。そこで彼は十五錢のうち、ある部分が差し引かれて、その残額が納入されたと想定した。簡一、二の「虧」がそれを示しているわけである。そして残額は錢ではなく、穀物で納入されたのであろう。「升」という単位がそれを裏付けている。最後の日付は、紀年を欠くが、おそらく納入の期日を示していると考えてよい。

そうすると、これらの簡は何らかの穀物徴収に関連するものということになる。しかし、誰が何の名目で徴収したのか、あるいはこれを租税の徴収と考えてよいのか、など一歩踏み込んで議論しようとする、たちまち壁に突き当たってしまい、それゆえ、従来これらが資料として利用されることはなかったのである。

## 二 未公表簡からの新知見

冒頭に述べたように、マザール・トクラク出土簡には、シャヴァンヌ本に掲載された六件以外に二七件が大英図書館に所蔵されている。これらはシャヴァンヌ本所収の簡に比較して保存状態がきわめて悪く、肉眼で文字を識別することはまず不可能である。ただ今回、大英図書館の厚意によって、一部の木簡に対して赤外線スコープを用いて釈読を試みることができた。簡面の荒れが甚だしくて、墨跡自体が剥落している簡が多いため、残念ながら予想されたほどの効果はなかったのであるが、それでも若干の新知見を得ることができた。以下にそれを示そう。

まず、これら木簡の最大の特徴である上部の溝について。シャヴァンヌ本ではこの溝の意味を解読できなかったのであるが、結論を先に述べれば、これは簡文に記された穀物の量を示している。漢代木簡の場合、簡に刻まれた刻歯が何らかの数値を表し、刻歯の形が千、百、十などの数値と対応することは、近年初山明氏によって解明されている。マザール・トクラク出土簡の場合、図に示したように、簡側に刻みを入れるのではなく、簡面に溝を彫り込んでいる点(6)が漢簡とは異なっている。しかし、太い溝と細い溝の二種類は明確に区別され、これが数量の違いを示しているであろう事は容易に推測される。図1に示した簡七は、太い溝が一本、細い溝が六本切つてある。簡文の上半分の文字は判読し(7)たいが、下半分の穀物量を記載した部分は、幸いに比較的よく読める。



図1

七 屋悉費叱半□横□施□□□卷碩陸斜四月卅日□□



図2の簡十一では、太い溝が一本だけ刻まれている。その釈文は

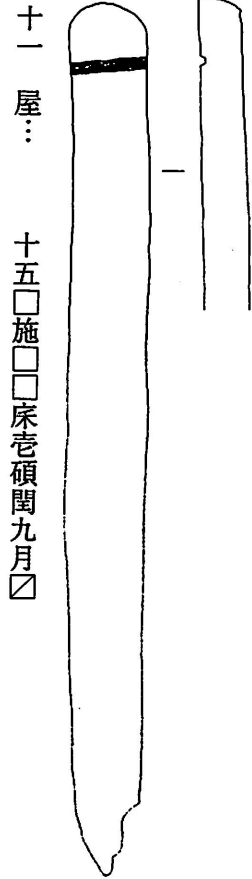


図2

図3の簡十二は、太い溝が二本、細い溝が二本でその釈文は

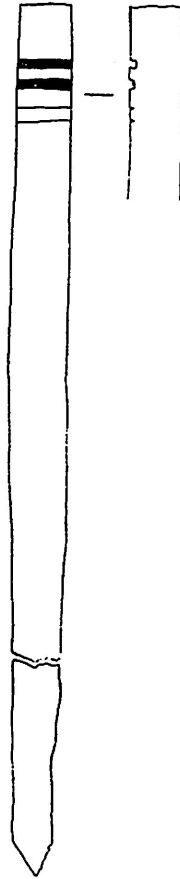


図3

以上の例から、溝の意味するところは明らかであろう。すなわち太い溝一本が一碩、細い溝一本が一斛をそれぞれ示しているわけである。碩、斛はそれぞれ石、斗のことであるが、こうした表記は先に触れたマザール・ター出土の紙文書にも見られ、この地方ではごく普通の表記法である。

その通常の表記法からするとかえって奇異に感じられるのが、シャヴァンヌ本で十五錢と読まれている部分である。マザール・ター出土文書では、錢の単位はすべて「文」であって、「錢」ではない。その字形も図4（上から簡一二・簡一三・簡一七）に示すように、「錢」とは別字であるように思われる。また「十五」の二文字も図5（簡一二・簡一

九・簡二四)に示すように、あるいは一文字として読むべきなのかも知れない。今「十五錢」という部分が金額を表しているのではないとすると、この木簡は、穀物の納入あるいは徴収に関連する簡で、その数量が簡文の記載とともに簡面に刻まれた溝によっても示されているということになる。

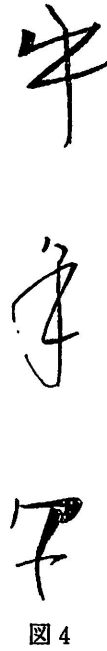


図4



図5

ではこの穀物ほどのような名目で納められたものなのだろうか。簡文の穀物数量を記した部分の直前がそれに相当するはずであるが、この部分が最も判読しがたい。しかし、模糊とはしているものの、各簡の間の字形のバリエーションはほとんどない。つまり、全ての簡に同じ事が書いてあった、さらに言えば、これらの簡は全て同じ名目で徴収された穀物に関するものであったという推測が可能になる。

ここで従来ほとんど注意されなかった事実を一つ指摘したい。それは、マザール・トクラク出土簡のうちいくつかには、背面にも文字が記されているという点である。シャヴァンヌ本には簡三のみ背面の写真が掲載され、シャヴァンヌは釈読していないが王国維は「柳長」の二文字を釈している。今回の大英図書館での調査では、他の簡にも背面まで簡文が続いている例があることを発見できた。その一つが簡一二である。その背面の模本を図6に示そう。この第一字を「租」と読むことはできないであろうか。また第三字は「のぎへん」が判然としないけれども、「税」と読むことは無理であろうか。



図6

背面の記述ではないが、簡一七にも同様の文言が見える。図7に示したのは簡文の後半部分であるが、それは「納陸斗十月卅日□」のあと、簡一二と同じ文字が記されている。さらにシャヴァンヌ本に写真

を掲載する簡三についても、王国維は「柳長」と釈しているが、これは簡一二、簡一七の最後の三文字に他ならない。

る陸所十月廿九日  
 考想不極ニヤ

図7

以上の事実から次のように言うことができるだろう。すなわち、マザール・トクラク出土木簡は「屋悉貴叱半某」という人名から書き起こし、何らかの名目によって徴収・納入される穀物の数量、その納入期日を記した後、簡一二の背面に見られる文言で終わるのが体例であった、と。簡の表面のみでその記載が収まる場合もあれば、書ききれずに文言が背面に回る場合もあったということは、この木簡の性格の一端をうかがわせているように思われる。漢簡の事例で考えると、簡文の記載が一面で収まりきらず、背面に回る場合、その簡が他の簡と編綴されて冊書となることは想定できない。その簡は単独で使われたと考えざるを得ない。また、記載事項がどれも共通している場合、簡の一面に文字を全て収めることはさほど困難ではない。簡のどの部分に文字を配置すればうまく収まるかは、一つサンプルを作っておけば、容易に作業できるからである。しかしマザール・トクラク出土木簡では、共通の記載形式を持ちながらも、簡によってばらつきがある。これは、この木簡が正規の帳簿あるいは記録ではないことを示唆しているだろう。

だとすると、この木簡の性格をどのように理解するのが適切であろうか。大きさも統一されず、字体も非常に崩れ、文字の記され方も一定ではない。しかし、穀物量を示す溝は（確認できるものについては）簡文の記述と必ず一致する。単に納入・徴収のメモであったなら、簡に溝を刻む必要はない。

私は、この木簡は穀物徴収の請求書ではなかったかと考える。まずこの木簡に現れる人名は、おそらく中国人のものではあるまい。タリム盆地南縁のオアシスには、中国人も居住していたであろうが、おおくは非漢民族であったろう。彼らは中国王朝の支配下に入り、何らかの税負担を課せられたであろう。その際に個々に納入額を知らしめる方法とし

て、口頭による伝達以外に、一定の公証力のある文書による通知が行われたのではなからうか。その場合、文書を出すのは漢人官吏であっても、受け取る側は漢字が読めるとは限らない。そこで溝の大きさと数によって数量を示すという方法がとられたのではないだろうか。そして納入する側は、そこに示された数量分の穀物とともにこの木簡を官に返却し、回収した官吏は、木簡の一端に穴をあけてひとくくりにして保存していた、という状況が想定できるのではないだろうか。

この点に関連して、シャヴァンヌも指摘するように、マザール・トクラクと同じくドモコ・オアシス近郊の遺跡であるバラワステ出土の木簡は注目に値する。一例だけ挙げよう。

本税小三石蔵一（表面）

撥去□□税小参石本八月四日足平（背面）（シャヴァンヌ番号九八二）

この簡は字体もサイズもマザール・トクラク出土簡と酷似する。かつ背面にはこれまた同様に三本の太い溝が刻まれていて、「三石」という記載と合致する。そして、簡の表面には、漢文のみならず、ブラフミー文字が記されているのである。

残念ながら私にはこのブラフミー文字の意味は不明であるが、この徴税木簡に非漢民族の手が入っていることは確実である。「胡漢」雑居のオアシスという点では、バラワステもマザール・トクラクも同じ状況にあったと考えてよい。

今、マザール・トクラク出土木簡の末尾の文字を「租」あるいは「税」と釈することが可能ならば、両地点で出土した木簡の性格は、さらに接近することになる。

むすびにかえて

ところで、ここまで全く言及しなかったが、マザール・トクラクおよびバラワステ出土木簡はいつの時代のものなのだろうか。これについては、スタインが同遺跡の出土品から唐代、それも八世紀を下限とする時代と想定している。

おそらくこの想定は正しいであろう。マザール・ター出土の紙文書も西暦七二一年ころに断代されており、木簡も同じ頃のものと考えてよからう。

だとすると、これらの木簡は、唐代の行政において木簡が使用されていた事例の一つということになる。無論多くの行政文書はすでに紙に記される時代になっているが、西域のオアシスでは、用途によってはなお木簡が使用されていたわけである。

かつ、これが納税と関連を持つとすると、近年報告されたある事例が直ちに想起される。すなわち、湖南省長沙市走馬樓から出土した三国呉の大量の簡牘群がそれである。本稿では走馬樓木簡に立ち入ることはしないが、すでに図版と釈文が公刊された「嘉禾吏民田家<sup>10</sup>」との関連性が今後問題となろう。税徴収に関わるこの呉簡が、西域オアシス出土簡と同様にかなり大型の簡であるという類似は、漢代以降の木簡使用の展開を考える上で、少なからぬ意味を持っているように思われる。これが、シャヴァンヌ博士の業績があることを承知の上で、あえて「新探」と題した所以であるが、マザール・トクラク出土簡の完全な解読もふくめて、今後さらに探求していかねばならない課題はなお多い。

## 〔注〕

- (1) 従来、スタインの西域探検は、第一次(一九〇一―一九二〇)、第二次(一九〇六―一九〇八)、第三次(一九一三―一九一六)の三回であったといわれることがある。その第四次探検(一九三〇―一九三二)は、北京からハミまで到達したものの、それ以上は中国官憲の許可が下りず、スタインは探検を断念せざるを得なかった。そして第四次探検の収集物は、国外への持ち出しを禁じられて中国側に没収され、その後それらは行方不明となった。したがって第四次探検の成果は皆無であったと考えられてきた。しかし、近年大英図書館で、第四次探検の収集物の写真が発見された。大部分はカロシユティイ
- 文字、ブラフミー文字で記された木簡や紙文書であるが、その中には数件の中国木簡も含まれていることが判明した。  
Wang Jiqing: *Photographs in the British Library of Documents and Manuscripts from Sir Aurel Stein's Fourth Central Asian Expedition*, The British Library Journal, Volume 24, Number 1, Spring 1998. 参照。
- (2) Aurel Stein: *Serindia*, vol.1, Oxford, 1921, pp.205-207.  
(3) *Ibid.* pp.209-210.  
(4) シャヴァンヌ本、二二七―二二八ページ。写真は図版三七ページ。  
(5) シャヴァンヌ本、二〇七ページ、第一紙の二二行目、および

一三行目。

- (6) 棚山明「刻齒簡牘初探—漢簡形態論のために」『木簡研究』第十七号、一九九五年。
- (7) シャヴァンヌ本、二一九ページ。
- (8) 『流沙墜簡』の王国維釈文は「本」を「大十」に作る。

〔付記 本稿は平成十二年度関西大学在外研究成果報告の一部である。〕

- (9) 池田温『中国古代籍帳研究』東京大学出版会、一九七九年、三四八ページ。
- (10) 走馬樓簡牘整理組「長沙走馬樓三國吳簡 嘉禾吏民田家煎」上・下、文物出版社、一九九九年。